

鹿角市公共事業電子入札運用基準

(適用)

第1条 電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムを指し、この運用基準では、電子入札システムの運用に際して必要な事項の基準について定めるものとする。また、鹿角市で使用するシステムは秋田県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を共同利用方式により運用するものであり、システムの仕様や利用方法等詳細については、県システムに依属するものとする。

(用語の定義)

第2条 この運用基準において、電子入札システムで処理する入開札事務を「電子入札」といい、紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入開札事務を「紙入札」という。また、参加申請書や入札書などを記録する紙を「紙媒体」といい、CD-R、USBメモリー、メモリーカードなど電子データとして記録するものを「電子媒体」という。

2 「電子証明書」とは、電子認証局が発行した電子的な証明書のことをいう。また、電子入札システムで利用可能な電子証明書は、コアシステム対応認証局が発行し、「ICカード」に格納されたものとする。

(利用者登録)

第3条 入札に参加しようとする者が初めて電子入札システムを利用する場合や、新しくICカードを取得した場合は、電子入札システムへ利用者登録を行うものとする。

2 利用者の登録は、ICカードの情報と業者管理システムで管理されている業者の入札参加資格情報の内容が同一となるよう比較しながらシステムへ登録するものとする。この際、ICカード情報と名簿登録内容が異なりシステムにおいて否認される場合は、利用者登録をやり直すものとする。

3 電子入札システムの名簿登録事項に変更が生じた場合は、利用者登録・変更手続を必ず行うものとする。この際、会社名等ICカード名義に変更があった場合は、ICカードを再取得して利用者登録を行うとともに、旧ICカードを発行した電子認証局に失効の手続を行うものとする。また、電子メールアドレス、FAXなど電子入札システムのみに登録されている事項に変更があった場合は、電子入札システムの利用者情報変更の処理のみを行うものとする。

4 前項において、許可換えの場合においては、利用者登録情報が削除されたことを確認した後、

速やかに新しい許可番号で利用者登録を行うものとする。この際、既に旧許可番号で手続を行った案件があるときは、入札前である場合は、第9条による紙入札へ変更するものとし、入札後である場合は、開札結果の確認は開札会場で行うものとする。

(ICカードの基準)

第4条 電子入札を利用することができるICカードは、秋田県入札参加資格審査結果通知書に記載されている者(以下「代表者」という。)のカードに限るものとする。ただし、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいるときは、受任者のICカードに限るものとする。

(建設共同企業体における取扱い)

第5条 入札可能なICカードは、建設共同企業体の代表会社の代表者(秋田県入札参加資格審査結果通知書に記載されている者)又は当該代表者から前条の規定に基づき委任された者のICカードであり、かつ代表会社が鹿角市の建設工事等の入札参加資格者であるものとする。

(ICカードの変更)

第6条 入札参加者は、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、手続の開始前に新ICカードにより第3条の利用者登録の変更を行うものとする。

(参加申請等)

第7条 電子入札においては、参加申請書や入札書等は電子入札システムのサーバに記録された時点で提出されたものとする。

2 参加申請者は、電子入札システム上ではこれらの情報がサーバに正常に記録された時点から処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示されるため、参加申請書や入札書等の提出を行った場合には、必ず受信確認通知の表示を確認しておかなければならないものとする。

なお、各受信確認通知は提出処理を行った時のみ表示され、再表示は出来ないことから、必要に応じて印刷等により記録を残しておくようにするものとする(入札書の提出時は入札金額等を暗号化して送信されるため、入札書提出後(受信確認通知の表示以降)は入札金額の確認ができなくなるので注意のこと。)

3 前項の表示の確認において、受信確認通知が表示されない場合においては、必要な情報が正常にサーバに到達していないことが考えられるため、再度処理を行った上で受信の確認をするものとする。ただし、それでも受信確認通知が表示されない場合においては、速やかにシ

システム管理者へ問合せをするものとする。

(紙入札)

第8条 電子入札システムによる公告若しくは通知を行った入札案件については電子入札を基本とするが、入札参加者が次の各号に該当する場合に限り、紙入札方式参加承諾願（様式第1号）の提出により、紙入札を承諾するものとする。

- (1) WTO対象案件において、紙入札を希望する場合
- (2) 入札参加者側にやむを得ない事情があると認められる場合

2 前項第2号のやむを得ない事情の例としては、「ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合」等があり、その他入札執行者が認めた場合とする。

(電子入札から紙入札への変更)

第9条 電子入札システムによる手続開始後に入札参加者から紙入札への変更を求められた場合は、やむを得ない事情により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この際、当該入札参加者からは、紙入札方式移行申請書（様式第2号）を提出させるものとする。

2 前項のやむを得ない事情の例としては、「システム障害により締切に間に合わない場合」、「ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合」、「許可換えがあった場合」等があり、その他入札執行者が認めた場合とする。

(技術資料及び見積内訳明細書等)

第10条 添付書類として提出する技術資料及び見積内訳明細書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次の表中のいずれかを標準とするものとし、添付する際にはできるだけ1つのファイルにまとめて提出するものとする。ファイル印刷時の用紙サイズはA4又はA3とし、画像がある場合には、鮮明に印刷されることを確認の上で添付するものとする。また、当該ファイルの保存時に損なわれるような機能は作成時には利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Office 2010形式以下のもの
2	Microsoft Excel	〃

3	M i c r o s o f t P o w e r P o i n t	”
4	その他のアプリケーション	P D F ファイル 画像ファイル（J P E G 形式、G I F 形式及びP N G 形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

- 2 ファイル圧縮を行う場合の圧縮方法は、Z I P形式又はL Z H形式で行うものとし、また、自己解凍方式は認めないものとする。
- 3 技術資料の容量が3MBを超える場合には、郵送又は持参により、技術資料提出通知書（様式第3号）を添付して提出するものとする。なお、郵送による提出の場合は、基本的に電子媒体の返却は行わないものとする。
- また、案件の特性等によっては、全ての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。
- 4 郵送により提出する場合には、必要書類一式をまとめて郵送するものとし、電子入札システムによる提出との併用は認めないものとする。
- また、郵送する際は郵便書留等の配達記録が残るものを利用するものとし、入札執行者において郵送された資料を受領した際には、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。
- 5 郵送により提出する場合には、技術資料として次の内容を記載した書面を電子入札システムにより送信するものとする。
- (1) 郵送する旨の表示
 - (2) 郵送する書類の目録
 - (3) 郵送する書類のページ数
 - (4) 発送年月日
- 6 郵送により提出する場合の締切日時は、電子入札システムの締切の日時と同一とするものとする。また、締切日時を過ぎて開札場所に到着したものは、全て無効とするものとする。
- 7 技術資料へのウィルス混入には十分注意を払うものし、ウィルスチェックを行った上で提出するものとする。
- (入札書の提出)

第11条 電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書の

提出を行わなければならないものとする。

- 2 入札書を提出した後の引換え、変更又は取消しはできないものとする。
- 3 入札金額が同額で複数の業者が落札候補となった場合には電子入札システムによりくじによる落札者の決定を行うため、入札書には入札金額とくじ値を入力しなければならないものとする。ただし、初期値として表示されるくじ値の内容は、入札参加者が変更することができるものとする。
- 4 紙入札による入札参加者のくじ値の入力は、開札時に行うものとする。

(再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期)

第12条 再入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の受付時間は、当面30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後直ちに開札するものとする。ただし、全ての再入札書等の提出を確認できた場合には直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合には、全ての再入札書等の提出を確認次第、直ちに開札することができるものとする。

(入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い)

第13条 入札参加者の入札書が入札締切予定時間になっても電子入札サーバに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合においては、当該入札参加者が入札を辞退したとみなすものとする。

(入札辞退)

第14条 入札書若しくは入札参加申込書の提出から入札書締切までの間は、電子入札システムにより辞退できるものとする。

- 2 入札書締切後から開札までの間に辞退する場合においては、速やかにその旨を開札者に伝えるとともに、書面により入札辞退届けを提出するものとする。

(くじになった場合の取扱い)

第15条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同札者」という。）が二人以上あった場合においては、次の手順により、落札者（事後審査にあつては、落札候補者及び落札候補者に落札決定されなかった場合に次に落札候補者となるべき者の順位）を決定するものとする。

- (1) 同札者にサーバ登録時刻順に0から番号をつける。
- (2) 入札者のくじ値（3桁の数字）を全て加算する。
- (3) (2)で加算した数字を同札者数で除算して余りを出す。

(4) (3)で出した余りの数字と(1)の番号が一致した者を落札者又は落札候補者とする。

(5) 事後審査の場合であって、同札者が三人以上あるときは、(1)から(4)までの手順により落札候補者を決定した後、(4)により決定された落札候補者を除外して再計算を行い、次順位者を決定する。以下、全ての同札者について同様に順位を決定する。

(不調時の取扱い)

第16条 再度の入札によってもなお落札者がなかった場合においては、入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が小額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替えや設計の見直し等を行うことにより、新たな入札を行うものとする。なお、再度の入札は、原則として2回を限度とする。

(ICカード不正使用等の取扱い)

第17条 入札参加者がICカードを不正に使用等したことが判明した場合には、その者を当該入札への参加を認めないことができるものとする。また、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結を行わないことができるものとする。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の解除について慎重に検討の上、判断するものとする。

2 前項の不正に使用等した場合の例としては、「他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合」、「同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合」等があり、その他入札執行者が不正と認めた場合とする。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から適用する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者

許可番号

住 所

商号又は名称

代表者名

印

紙入札方式参加承諾願

次の工事（業務）について、電子入札システムによる電子入札に参加できないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

- 1 工事（業務）名
工事（業務）番号

- 2 電子入札システムによる参加ができない理由

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者

許可番号

住 所

商号又は名称

代表者名

印

紙入札方式移行申請書

次の工事（業務）について、電子入札システムによる処理が継続できなくなりましたので、紙入札方式による移行を申請します。

- 1 工事（業務）名
工事（業務）番号

- 2 電子入札システムによる処理が継続できない理由

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者

許可番号

住 所

商号又は名称

代表者名

印

技術資料提出通知書

電子入札システムにより手続きを進めている次の工事（業務）について、技術資料を郵送（持参）で提出します。

- 1 工事（業務）名
工事（業務）番号

- 2 提出書類及び媒体名

（※媒体名には紙または電子媒体名を記載してください。）